平成２６年（フ）第２６号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野1065番地１
債務者　小栗　　宏
１　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
岡山県倉敷市連島中央１丁目８番37号　エクセルメゾンＤ210
債務者　中野　祐輔
１　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
岡山県倉敷市茶屋町110番地
債務者　濱田　一政
１　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
青森県十和田市西十三番町29番21号
債務者　山崎　礼子
１　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第５５号
千葉県四街道市四街道1521番地１　ハイツフィノⅠ―102
債務者　鎌田　智浩
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７２号
千葉県成田市玉造４丁目26番地４
債務者　阿部江津子
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１４２号
千葉県富津市小久保2156番地の４
債務者　金居　紀明
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第３０号
千葉県君津市西坂田４丁目９番15号　205
債務者　沖田美代子
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第８１号
岡山県倉敷市上東996番地22
債務者　難波　　猛
１　決定年月日時　平成26年４月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
高知市北端町28番地　メゾンアサヒ202
債務者　山崎絵理香
１　決定年月日時　平成26年４月24日午前11時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９０号
高知市神田508番地７　谷岡アパート南２Ｆ
債務者　氏川　孝志
１　決定年月日時　平成26年４月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９９号
高知市旭町１丁目34番地　旭マンション５号
債務者　山﨑　一樹
１　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０号
北海道天塩郡豊富町字豊富西１条12丁目
債務者　榊本　昭二
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第１３７号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目７番52号
債務者　吉澤　廣利
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目７番52号
債務者　吉澤千恵子
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―28―403、前住所埼玉県狭山市富士見１丁目８番５号　丸喜ハイツ202
債務者　紙屋　隆行
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４７号
埼玉県飯能市栄町７番地１　クレアメゾン401
債務者　峯岸　恵美
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６４号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目３番17号
債務者　小澤ヤエ子
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部